は、罰する。
参【未遂↓四三、四四

第十九章の二　不正指
る罪（平成二三法

（不正指令電磁的
第一六八条の二①
算機における実
磁的記録その
三年以下の
一　人が電
うべき
させる
二　前号
述した
（令和四法
②　正当な
記録を人
も、同項と
③　前項の罪
参【電磁的記録
【未遂↓四三、四

（不正指令電磁的
第一六八条の三　正当な
目的で、同項各号に掲げ
取得し、又は保管した者は
十万円以下の罰金に処する。（令和四
参【不正取得、保管の例↓一六三の四

第二十章　偽証の罪

（偽証）
第一六九条　法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。（令和四法六七本条改正）
参【法律により宣誓した証人↓刑訴一五四、一五五、民訴二〇一、非訟五三①【特別規定↓議院証言六

刑の減免）
を犯した者が、その証言をした事
確定する前又は懲戒処分が行
その刑を減軽し、又は免
四一八、民訴二八五、三
通訳人又は翻
ときは、前二
民訴二一六【法律
民訴一五四②
受けさせる目的
した者は、三月
和四法六七本条改
の処分↓国公八二【中告
犯した者が、その申告をした事
裁判が確定する前又は懲戒処分が行
自白したときは、その刑を減軽し、又は免
除することができる。
参【裁判の確定↓一七〇参【懲戒処分↓国公八二【刑の減軽↓六八―七〇

第二十二章　わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪
（平成二九法七二、令和五法六六章名改正）

（公然わいせつ）
第一七四条　公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。（昭和二二法一二四、平成三法三一、令和四法六七本条改正）
参【特別規定↓軽犯一⑳

（わいせつ物頒布等）
第一七五条①　わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。（令和四法六七本項改正）
②　有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。
（平成二三法七四本項追加）
（昭和二二法一二四、平成三法三一、平成二三法七四本条改正）
参【電磁的記録↓七の二、一六一の二【表現の自由↓憲二一【児童ポルノ↓児童買春二③、七

（不同意わいせつ）
第一七六条①　次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。
一　暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
二　心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
三　アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
四　睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五　同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
六　予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
七　虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
八　経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
②　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
③　十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。
（令和五法六六本条全部改正）

＊令和五法六六（令和五・七・一三施行）による改正前
（強制わいせつ）
第一七六条　十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

参【未遂↓一八〇【致死傷↓一八一①【児童買春↓児童買春二②、四

（不同意性交等）
第一七七条①　前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。
②　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
③　十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。
（令和五法六六本条全部改正）

＊令和五法六六（令和五・七・一三施行）による改正前
（強制性交等）
第一七七条　十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

参【未遂↓一八〇【致死傷↓一八一②【強盗・不同意性交等↓二四一

第一七八条【準強制わいせつ及び準強制性交等】削除
（令和五法六六）

＊令和五法六六（令和五・七・一三施行）による改正前
（準強制わいせつ及び準強制性交等）
第一七八条①　人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。
②　人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）
第一七九条①　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例による。
②　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条第一項の例による。
（平成二九法七二本条追加、令和五法六六本条改正）
参【十八歳↓年齢計算【監護↓民八二〇、少二②

（未遂罪）
第一八〇条　第百七十六条、第百七十七条及び前条の罪の未遂は、罰する。（平成一六法一五六、令和五法六六本条改正）
参【未遂↓四三、四四

（不同意わいせつ等致死傷）
第一八一条①　第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。
②　第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の拘禁刑に処する。（平成一六法一五六本項追加）
（平成一六法一五六、平成二九法七二、令和四法六七、令和五法六六本条改正）

（十六歳未満の者に対する面会要求等）
第一八二条①　わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一　威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
二　拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
三　金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
②　前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は

刑法